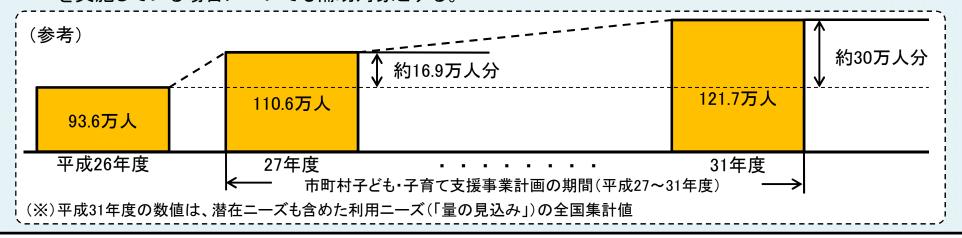
参考資料 1

- 〇「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに、 放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを目指して、平成27年度予算(案) に「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく 取組を支援
- 〇 放課後児童クラブ関係予算 575.0億円【対前年度比 191.3億円増】
- 1. 運営費等 431. 7億円【対前年度比 73. 0億円増】 子ども・子育て支援交付金:内閣府予算に計上
 - (1)量的拡充
 - ① 受入児童数の拡大 936,452人(26年度) → 1,105,656人(27年度) [約16.9万人増]
 - ② 補助対象の拡大等
 ア 10人未満の放課後児童クラブについても補助対象(※)とする(特例分(開設日数200~249日)も同様)
 (※)山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合を対象とする予定
 イ 補助単価の設定をクラブ単位から「支援の単位」に見直し
 - ③ 既存施設の改修や修繕等に係る補助の見直し 放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の 購入に要する経費の補助)について、新たに放課後児童クラブを実施する場合に加え、既に放課後児童クラブ を実施している場合についても補助対象とする。



④ 「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実

ア 放課後子ども環境整備事業の充実

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進 7.1億円【拡充】

(ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、これまでの 放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕 及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。] (イ)補助基準(加算)額(案):1,000千円

幼稚園・認定こども園等の活用の促進 3.9億円【拡充】

(ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。] (イ)補助基準額(案):5,000千円

イ 放課後児童クラブ運営支援事業(仮称) 2.6億円【新規】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、小学校の余裕教室等を活用しているにもかかわらず、 待機児童が存在している地域において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを新たに運営するために必要な 賃借料の補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。] (イ)補助基準額(案):3,080千円

ウ 放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称) 4.2億円【新規】

(ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全 育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の 解消を図るための補助を行う。

(イ)補助基準額(案):435千円

(2)質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業(仮称)(放課後児童クラブ開所時間延長支援事業の名称変更)

42. 9億円【継続・拡充】

(ア)事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

- (i)家庭・学校等との連絡及び情報交換等に主担当として従事する者を配置する場合に、非常勤職員1名分の賃金改善経費の 上乗せ
- (ii)または、(i)に加え、地域との連携・協力等に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善経費の 上乗せ

を行うために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):(i)1,539千円(ii)2,831千円

② 障害児受入強化推進事業(仮称) 7. O億円【新規】

(ア)事業内容

放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児 5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):1,712千円

③ 小規模放課後児童クラブ支援事業(仮称) 4.0億円【新規】

(ア)事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、 19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):532千円

2. 整備費 143. 3億円【対前年度比 118. 3億円増】

子ども・子育て支援整備交付金: 内閣府予算に計上

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

- (1) 実施主体: 市町村
- (2)補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人
- (3)補助率:1/3(大都市特例なし)

国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3

国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3

- (4)平成27年度予算(案)における改正内容
 - ① 対象か所数の増319か所(26年度) → 1,096か所(27年度(案))
 - ② 資材費・労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げ 創設整備 23,556千円(26年度) → 24,427千円(27年度(案))
 - ③ 学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)
 - 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進を図るため、放課後子供教室を実施する小学校の 敷地内又は当該小学校隣接地に放課後児童クラブを設置する場合に、補助基準額引上げによる補助を行う。 学校敷地内等創設整備 48,859千円(27年度(案))

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

④ 補助対象事業者 社会福祉法人、公益法人に加えて、新たに学校法人を追加 3. その他(放課後児童支援員等研修関係) 職員の資質向上・人材確保等研修事業 15. 7億円の内数 子ども・子育て支援対策推進事業費補助金: 厚生労働省予算に計上

(1)放課後児童支援員認定資格研修事業【新規】

① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるためには、都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を修了することが必要となるため、都道府県が認定資格研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

- ② 実施主体:都道府県
- ③ 補助基準額(案):1回当たり 810千円
- ④ 補助率: 国1/2、都道府県1/2
- ⑤ その他: 放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、 運営費に計上。

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業【拡充】

① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、都道府県が行う認定資格研修は、新たな基準に基づく放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容等を改めて認識してもらうために、現在放課後児童クラブに従事している者にも受講を課しているところであり、これまで都道府県等が実施してきた資質の向上を図るための研修とは性格を異にすると位置づけられるため、都道府県等が放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を引き続き行う必要があることから、当該研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

また、平成27年度からは、実施主体に市町村を追加して、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備する。

- ② 実施主体:都道府県、指定都市、中核市、市町村
- ③ 補助基準額(案):1か所当たり 1,424千円
- ④ 補助率: 国1/2、都道府県·指定都市·中核市·市町村1/2
- ⑤ その他:放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費 に計上。